



熊本県公報

第 1 2 4 8 9 号

平成 28 年 1 月 29 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 平成 28 年 2 月熊本県議会定例会の招集…………… (財政課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… (") 2
- 道路の供用開始…………… (") 3

公 告

- 行政書士試験合格者の決定…………… (市町村課) 3
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 4
- 換地処分…………… (農地整備課) 4
- 換地処分…………… (") 4
- 換地処分…………… (") 4
- 換地処分…………… (") 5
- 換地処分…………… (") 5
- 換地処分…………… (") 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・農業振興課) 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 6
- 換地処分…………… (農地整備課) 6

登 載 依 頼

- 熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 6
- 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… (") 14
- 平成 28 年度肥後古代の森樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の参加資格等…………… (装飾古墳館総務課) 14
- 平成 28 年度肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の実施…………… (") 15
- 平成 28 年度肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の実施…………… (") 18
- 平成 28 年度肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の実施…………… (") 21
- 平成 28 年度肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の実施…………… (") 24
- 交通事故情報管理システム開発業務委託に係る一般競争入札の参加資格等…………… (警察本部交通企画課) 27
- 交通事故情報管理システム開発業務委託に係る一般競争入札の実施…………… (") 28

告 示

熊本県告示第 90 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 20 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 28 年 1 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの種類
田方福祉株式会社	かがやき園ヘルパーステーション	4 3 1 1 0 0 2 5 3	平成 28 年 1 月 19 日	訪問介護

八代市通町8番 30号	ン 八代市通町8番 30号			
----------------	---------------------	--	--	--

熊本県告示第91号

平成28年2月10日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成28年1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第92号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成28年1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人綾友会 上益城郡甲佐町 大字西寒野11 61番地	ユニット型特別 養護老人ホーム 桜の丘 上益城郡甲佐町 大字西寒野11 61番地	431100277	平成28年1 月21日	地域密着型 介護老人福 祉施設
社会福祉法人綾友会 上益城郡甲佐町 大字西寒野11 61番地	ユニット型桜の 丘短期入所生活 介護事業所 上益城郡甲佐町 大字西寒野11 61番地	431100278	平成28年1 月21日	短期入所生 活介護

熊本県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年1月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	部田見木 葉線	玉名郡玉東町大字上白木字年ノ神 216番3地先から 同所 205番10地先まで	前	10.5 ～ 13.2	6.2	防交安 (改築)
			後	15.3 ～ 18.2		

2 区域を変更する期日 平成28年1月29日

熊本県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年1月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水上線	球磨郡多良木町大字黒肥地字大園下 576番地先から 同所 561番1地先まで	120.0	広域連携 交付金 (改築)

2 供用を開始する期日 平成28年2月15日

熊本県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年1月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	部田見木葉線	玉名郡玉東町大字上白木字谷 163番1地先から 玉名郡玉東町大字上白木字鐘丸 174番7地先まで	122.9	防安交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成28年2月2日

公 告

熊本県公告第56号

平成27年11月8日に実施した平成27年度行政書士試験の合格者を次のとおり決定した。

平成28年1月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
8510018	8510109	8510225	8510429
8510021	8510121	8510236	8510440
8510023	8510124	8510247	8510453
8510032	8510125	8510248	8510454
8510035	8510133	8510251	8510465
8510037	8510139	8510254	8510473
8510048	8510149	8510284	8510477
8510056	8510150	8510325	8510491
8510059	8510152	8510329	8510519
8510061	8510155	8510358	8510556
8510063	8510179	8510364	8510560
8510074	8510187	8510389	8510566
8510075	8510189	8510392	8510593
8510076	8510190	8510414	8510595
8510077	8510191	8510419	
8510083	8510192	8510421	
8510090	8510212	8510427	

熊本県公告第57号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の

登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成28年1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	有効期限
熊本県肥 第141 2号	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料4号	窒素全量： 5.0 りん酸全量 ：1.0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	大東肥料株式会 社 熊本県八代市鏡 町鏡1159番 地3	平成31 年2月5 日

熊本県公告第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字小池ノ上2381番4
388.12平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市西区池田四丁目28番1号 ディアス田上103
酒井 航

熊本県公告第59号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字中ノ割2481番3の一部及び同2486番
398.32平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
沖縄県島尻郡八重瀬町具志頭1659-1-302
水上 直樹
菊池市旭志新明2755-1-202
水上 明日美

熊本県公告第60号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、阿蘇市長佐藤義興からの石・跡ヶ瀬地区の換地処分をした旨の届出があった。
平成28年1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、阿蘇市長佐藤義興から山田地区の換地処分をした旨の届出があった。
平成28年1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、阿蘇市長佐藤義興から黒川地区（黒川1換地区）の換地処分をした旨の届出があった。
平成28年1月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 6 3 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 4 において準用する同法第 5 4 条第 3 項の規定に基づき、阿蘇市長佐藤義興から黒川地区（黒川 2 換地区）の換地処分をした旨の届出があった。

平成 2 8 年 1 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 6 4 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 4 において準用する同法第 5 4 条第 3 項の規定に基づき、阿蘇市長佐藤義興から黒川地区（黒川 3 換地区）の換地処分をした旨の届出があった。

平成 2 8 年 1 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 6 5 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 4 において準用する同法第 5 4 条第 3 項の規定に基づき、阿蘇市長佐藤義興から三野地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成 2 8 年 1 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 6 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 1 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
西田 義和	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字檜木 5 4 4 番
生田 敦士	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字深水字堀内 1 1 7 2 番 1 ほか 2 筆
岩坂 勝之	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字蜻木 3 6 1 2 番
福永 謙次	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字葉山 2 0 1 8 番 3 ほか 1 筆
内山 幸一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字起原 3 6 2 8 番 9 ほか 3 筆
小村 仁	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡錦町大字西字追瀬 7 7 0 番ほか 6 筆

2 認可年月日

平成 2 8 年 1 月 2 2 日

熊本県公告第 6 7 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 1 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮田 昌明	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字所島字萱無田 1 1 6 6 番ほか 4 筆

農事組合法人秋津 営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町秋田字中須 8 0 4 番 1
槌田 英昭	熊本市南区銭塘町	熊本市南区奥古閑町字新開 4 2 1 8 番 ほか 5 筆
林田 徳一	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区奥古閑町字新開 4 2 1 6 番 ほか 1 筆
成松 敬介	熊本市南区富合町平原	熊本市南区富合町榎津字大坪 2 9 4 番 ほか 6 筆
中澤 真也	熊本市南区城南町坂野	熊本市南区城南町坂野字大道下 4 8 番 1
橘 祐哉	熊本市南区城南町六田	熊本市南区城南町六田字瀬多尾 1 9 番 1 ほか 8 筆
奥村 誠也	熊本市南区城南町宮地	熊本市南区城南町宮地字水洗 2 1 3 番 ほか 2 筆
本田 恭一	熊本市西区沖新町	熊本市西区沖新町字中園 3 6 6 1 番ほ か 6 筆
前田 豊和	熊本市西区沖新町	熊本市西区沖新町字幸 3 3 4 1 番ほか 1 2 筆
有限会社グリーン ズ白石	熊本市南区孫代町	熊本市西区沖新町字幸 3 3 7 1 番

2 認可年月日
平成 2 8 年 1 月 2 2 日

熊本県公告第 6 8 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 1 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
F. A. P 株式会社	玉名郡長洲町永塩下 飛ヶ浦	荒尾市金山字下鷲巣 3 7 3 番 1 ほか 1 6 筆
大久保 宏倫	玉名市天水町小天	玉名市天水町小天宇林ノ上 1 3 0 6 番 1 ほか 4 筆
田上 輝彦	玉名市天水町立花	玉名市青野字扇原 1 7 3 1 番ほか 1 筆
戸北 洋臣	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町富岡字轟式番割 3 3 7 0 番 2

2 認可年月日
平成 2 8 年 1 月 2 6 日

熊本県公告第 6 9 号

県営南関東地区（堂突換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 2 8 年 1 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 1 月 2 9 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第 1 号

利用停止請求書」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。
 2 前項の規定は、条例第 3 2 条の 6 第 3 項において準用する条例第 2 5 条の 5 第 1 項第 4 号の実施機関が定める事項について準用する。この場合において、前項中「法定代理人」とあるのは「法定代理人又は本人の委任による代理人」と、「又は成年被後見人」とあるのは「成年被後見人であるか又は請求者に委任をした者」と読み替えるものとする。

第 1 3 条の 6 第 1 項中「第 2 5 条の 7 第 2 項」の次に「（条例第 3 2 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 2 項中「第 2 5 条の 7 第 3 項」の次に「（条例第 3 2 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 3 項中「第 2 5 条の 7 第 4 項」の次に「（条例第 3 2 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。）」を加え、「自己情報利用停止請求書」を「自己情報（自己特定個人情報）利用停止請求書」に改める。

第 1 6 条及び第 1 7 条を次のように改める。
 （条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する条例第 1 5 条第 2 項の実施機関が定める書類）

第 1 6 条 条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する条例第 1 5 条第 2 項（条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する条例第 2 0 条第 4 項、条例第 3 2 条の 5 第 3 項において準用する条例第 2 4 条第 3 項及び条例第 3 2 条の 6 第 3 項）が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

第 1 7 条 第 1 号アに掲げる書類のうちいれか一の書類（同号アに掲げる書類を提出し、又は提示することのできない場合は、同号イに掲げる書類のうちいれか二の書類）

(1) 本人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 第 4 条第 1 号アに掲げる書類のうちいれか一の書類（同号アに掲げる書類を提出し、又は提示することのできない場合は、同号イに掲げる書類のうちいれか二の書類）及び戸籍謄本、登記事項証明書、成年被後見登記事項証明書又はその他当該法定代理人の資格を証明する書類として委員会が認めるものうちいれか一の書類

(2) 本人に代わって法定代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 当該法定代理人に係る第 4 条第 1 号アに掲げる書類のうちいれか一の書類（同号アに掲げる書類を提出し、又は提示することのできない場合は、同号イに掲げる書類のうちいれか二の書類）及び本人の委任による代理人に係る第 4 条第 1 号アに掲げる書類のうちいれか一の書類（同号アに掲げる書類を提出し、又は提示することのできない場合は、同号イに掲げる書類のうちいれか二の書類）並びに本人の委任状であること証明するための書類として委員会が認めるもの

第 1 7 条 削除

別記第 1 号様式の様式を次のように改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「第19条第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加え、「(注)2」を「2」に、「規則第4条」を「熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則第4条又は第16条」に、「定める」を「規定する」に改める。

別記第4号様式中「第19条第2項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第5号様式中「自己情報開示請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示請求決定期間延長通知書」に改め、「第19条第4項」及び「第19条第5項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第6号様式中「第14条」の次に「(第32条の4)」を、「第7項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第8号様式中「第19条第8項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第8号の2様式中「第19条の2第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式(第11条関係)

自己情報(自己特定個人情報)訂正請求書

年 月 日

熊本県人事委員会委員長 様

請求者住所又は居所 郵便番号 ー

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

連絡先

〔法人にあつては、担当者の氏名及び連絡先〕 電話番号() ー

熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項(第32条の5第1項又は同条第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の訂正を請求します。

訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 〔該当するものの番号を○で囲んでください。〕	1 未成年者 2 成年被後見人 3 請求者に委任をした者	
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(電話番号() ー)
本人に代わって訂正請求をする理由		

- (注) 1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
- 2 「訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る個人情報が特定できるように具体的に記載してください。
- 3 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求める箇所及び訂正の内容を含め、具体的に記入してください。
- 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
- 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。
- 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他()
代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 委任状 3 その他()
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は人事委員会の定めにより交付を受けた個人情報記録された物の写し
備考	受付年月日 年 月 日

別記第10号様式及び別記第11号様式中「第25条第2項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第12号様式中「第25条第3項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号様式中「自己情報訂正請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)訂正請求決定期間延長通知書」に改め、「第25条第1項」及び「第25条第4項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の2様式中「第25条の2第1項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の3様式中「第25条の3」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の4様式を次のように改める。

別記第13号の5様式及び別記第13号の6様式中「第25条の7第2項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 別記第13号の7様式中「第25条の7第3項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 別記第13号の8様式中「自己情報利用停止請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求決定期間延長通知書」に改め、「第25条の7第1項」及び「第25条の7第4項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則
 (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の規定により提出されている請求書その他の書類は、改正後の熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成28年1月29日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会訓令第1号

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県人事委員会事務局処務規程(昭和58年熊本県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

- 3 別表第2課長共通事項の欄第5号中「第19条」の次に「(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、第6号中「第25条」の次に「(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、第7号を次のように改める。
- 7 熊本県個人情報保護条例第25条の7(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関すること。

附 則

この訓令は、平成28年1月29日から施行する。

熊本県教育委員会告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成28年1月29日

熊本県立装飾古墳館長 木崎 康弘

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 平成28年度肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務
 - (2) 平成28年度肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務
 - (3) 平成28年度肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務
 - (4) 平成28年度肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務
 (1)から(4)までについては、それぞれの入札による。
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうち、入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「委託」、営業種目が「樹木保護管理」に登錄された者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 (1) 申請の方法
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570
 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 電話番号 096-333-2581 (ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成28年2月12日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日(閉庁日を除く。)までに行う。

熊本県教育委員会公告第1号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
平成28年1月29日

熊本県立装飾古墳館長 木崎 康弘

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成28年度肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務
 - (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立装飾古墳館総務課
郵便番号861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
電話番号0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120
 - (3) 業務委託の内容
肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理仕様書(以下「仕様書」という。)による。
 - (4) 委託期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
 - (5) 履行場所
熊本県山鹿市鹿央町岩原地内 肥後古代の森鹿央地区
 - (6) 予定価格
7,651,000円(消費税及び地方消費税抜きの金額7,084,259円)
 - (7) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (8) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
 - (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。
 - (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
 - (11) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項**
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「樹木保護管理」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。

- また、入札参加資格申請内容の変更が、3（3）の競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
- ア 競争入札参加資格審査申請書提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- エ イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 過去3年間に於いて、仕様書に記載する業務の内容において、芝管理30,000平方メートル以上かつ樹木管理3,000平方メートル以上の契約を締結し、当該契約の履行を完了している実績を有する者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2（2）から（5）までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 契約の実績を証する書類（契約書の写し又は履行証明書）及び業務仕様書
- (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、（1）アからイに掲げる書類を電子入札システムにより1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、（1）アに添付する（1）イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、（1）イの書類の目録を（1）アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、（1）イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。
- 紙入札により入札する場合は、（1）アからイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から平成28年2月23日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
 1（2）に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
 1（2）に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年2月23日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1（2）に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年3月10日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年3月9日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 平成28年3月10日（木）午前10時
 (イ) 場所 山鹿市鹿央町岩原3085
 熊本県立装飾古墳館 総務課
- (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年3月9日（水）（必着）までに1（2）に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、

封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、1回とする。

(6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記載がない入札

(7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行ったものは、最低の価格をもつて申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 5(3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第5号の規定による一連の調達契約である。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。

(本公告に係る入札・契約担当部局)

熊本県立装飾古墳館総務課

郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地

電話番号 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120

- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of service to be contracted
Care of Kao area of forest Park of the Higo ancient times
- (2) Date and Place for tender
Date : March 10 , 2016
Place : Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
3085 Iwabaru, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture, 861-0561, Japan
Phone: 0968-36-2151
- (4) Other
Language : Japanese
Currency : Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第2号

一般競争入札に付するもので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成28年1月29日

熊本県立装飾古墳館長 木崎 康弘

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成28年度肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立装飾古墳館総務課
郵便番号861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
電話番号0968-36-2151 ファックス番号0968-36-2120
- (3) 業務委託の内容
肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 委託期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (5) 履行場所
熊本県玉名郡和水町瀬川地内 肥後古代の森菊水地区
- (6) 予定価格
7,545,000円（消費税及び地方消費税抜きの金額6,986,111円）
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

- (11) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行なった者は、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有する者と決まらる者うち業務区分が「委託」、営業種目が「樹木保護管理」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)受付期間
公告の日から平成28年2月12日(金)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 過去3年間に於いて、仕様書に記載する業務の内容において、芝管理25,000平方メートル以上かつ樹木管理6,000平方メートル以上の契約を締結し、当該契約の履行を完了している実績を有する者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 契約の実績を証する書類(契約書の写し又は履行証明書)及び業務仕様書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからイに掲げる書類を電子入札システムにより1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。
- 紙入札により入札する場合は、(1)アからイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成28年2月23日(火)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年2月23日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年3月10日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年3

月9日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成28年3月10日(木)午前10時30分

(イ) 場所 山鹿市鹿央町岩原3085
熊本県立装飾古墳館 総務課

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年3月9日(水)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、1回とする。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記載がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下落した価格で入札を行ったものは、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含む日数を定める条例(平成元年熊本県条例10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含む日数を定める条例(平成元年熊本県条例10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 5(3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 2 条第 5 号の規定による一連の調達契約である。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関する
こと。

(本公告に係る入札・契約担当部局)

熊本県立装飾古墳館総務課

郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原 3085 番地

電話番号 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (月曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of service to be contracted

Care of Kikusui area of forest Park of the Higo ancient times

(2) Date and Place for tender

Date : March 10 , 2016

Place : Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum

3085 Iwabaruru, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture, 861-0561, Japan

Phone: 0968-36-2151

(4) Other

Language : Japanese

Currency : Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第 3 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 28 年 1 月 29 日

熊本県立装飾古墳館長 木崎 康弘

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

平成 28 年度肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務

(2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県立装飾古墳館総務課

郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原 3085 番地

電話番号 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120

(3) 業務委託の内容

肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理仕様書 (以下「仕様書」という。) による。

(4) 委託期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

熊本県山鹿市鍋田 肥後古代の森山鹿地区

(6) 予定価格

4, 125, 000 円 (消費税及び地方消費税抜きの金額 3, 819, 444 円)

(7) 入札方式 (紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書 (以下「ICカード」という。) が失効、閉

塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更により ICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札

書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、問入札者は、消費税込及び地方消費税の108分の100に相当する金額により入札すること。

- (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
 - (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
 - (11) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行なった者は、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「樹木保護管理」に登録されている者。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請書の内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成28年2月12日（金）午後5時まで
 - イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県入札管理課（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
 - ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
 - エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 - (5) 過去3年間に於いて、仕様書に記載する業務の内容において、芝管理10,000平方メートル以上かつ樹木管理3,000平方メートル以上の契約を締結し、当該契約の履行を完了している実績を有する者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 契約の実績を証する書類（契約書の写し又は履行証明書）及び業務仕様書
 - (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからイに掲げる書類を電子入札システムにより1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。
紙入札により入札する場合は、(1)アからイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 - (3) 提出期間
公告の日から平成28年2月23日（火）午後5時まで
 - (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
 - (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等

- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
 - 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年2月23日(火)午後5時まで受け付ける。
 - (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
 - 入札情報公開サービスシステム及び1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年3月10日(木)まで行う。
 - (3) 入札の方法
 - ア 電子入札システムによる入札の方法
 - 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年3月9日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 - イ 紙入札による入札の方法
 - (ア) 日時 平成28年3月10日(木) 午前11時
 - (イ) 場所 山鹿市鹿央町岩原3085
熊本県立装飾古墳館 総務課
 - (ウ) 入札書の提出方法
 - くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵便書送による提出を行うときは、平成28年3月9日(水)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
 - (4) 開札の方法及び日時等
 - 開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
 - (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 - 入札回数は、1回とする。
 - (6) 入札の無効
 - 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 - ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
 - イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めめた入札
 - ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 - エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 - オ 紙入札において入札書にくじ番号の記載がない入札
 - (7) 入札の中止等
 - 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - (8) 落札者の決定方法
 - 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
 - なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行ったものは、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。
 - (9) 入札保証金
 - 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
 - 要
 - (2) 契約の締結期限
 - 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 - 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
 - (4) 契約保証金
 - 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金

- 額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 5(3)に掲げる期限
- イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第5号の規定による一連の調達契約である。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。
(本公告に係る入札・契約担当部局)
熊本県立装飾古墳館総務課
郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
電話番号 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで(月曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- 8 Summary
- (1) Name and Content of service to be contracted
Care of Yamaga area of forest Park of the Higo ancient times
- (2) Date and Place for tender
Date : March 10 , 2016
Place : Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
3085 Iwabaruru, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture, 861-0561, Japan
Phone: 0968-36-2151
- (4) Other
Language : Japanese
Currency : Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第4号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月29日

熊本県立装飾古墳館長 木崎 康弘

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成28年度肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立装飾古墳館総務課
郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
電話番号 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120
- (3) 業務委託の内容
肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 委託期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (5) 履行場所
熊本県山鹿市菊鹿町米原 肥後古代の森菊鹿地区
- (6) 予定価格
12,800,000円(消費税及び地方消費税抜きの金額11,851,851円)
- (7) 入札方式(紙入札併用案件)

のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。
紙入札により入札する場合は、(1)アからイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成28年2月23日(火)午後5時まで

(4) 提出先

1 (2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1 (2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年2月23日(火)午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年3月10日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年3月9日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成28年3月10日(木)午前11時30分

(イ) 場所 山鹿市鹿央町岩原3085
熊本県立装飾古墳館 総務課

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年3月9日(水)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をしている場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、1回とする。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記載がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行ったものは、最低の価格をもつて申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日（平成元年熊本県条例 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日（平成元年熊本県条例 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 5 (3) に掲げる期限
イ 提出場所 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局

- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 2 条第 5 号の規定による一連の調達契約である。

- 7 問合せ
 - (1) 問合せ先
 - ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。
（本公告に係る入札・契約担当部局）
熊本県立装飾古墳館総務課
郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原 3085 番地
電話番号 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120
 - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
 - (2) 受付時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

- 8 Summary
 - (1) Name and Content of service to be contracted
Care of Kikuka area of forest Park of the Higo ancient times
 - (2) Date and Place for tender
Date : March 10 , 2016
Place : Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
 - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
3085 Iwabaruru, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture, 861-0561, Japan
Phone: 0968-36-2151
 - (4) Other
Language : Japanese
Currency : Japanese Yen

熊本県警察本部告示第 2 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
 平成 28 年 1 月 29 日

熊本県警察本部長 後藤 和 宏

- 1 競争入札に付する事項
交通事故情報管理システム開発業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資

- 格を有するところ、入札参加資格を得ることを希望するものは、3に掲げる
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成28年2月12日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請書の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県警察本部公告第4号

一般競争入札に付するの政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成28年1月29日

熊本県警察本部長 後藤和宏

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
交通事故情報管理システム開発業務委託
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部交通部交通企画課交通事故分析係
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (4) 業務委託の内容
交通事故情報管理システム仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間
契約締結の日から平成29年1月31日まで
- (6) 履行場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部交通部交通企画課
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得

者であること、この確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 仕様適合確認審査結果通知書
- ウ 役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。

紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成28年3月2日(水)午後5時まで

(4) 提出先

- 1 (3)に掲げる入札担当部局
- 熊本県出納局管理調達課管理班

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年3月2日(水)午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1 (2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年3月10日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年3月9日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

- (ア) 日時 平成28年3月10日(木)午後2時
- (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課管理班

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年3月9日(水)午後5時(必着)までに1 (3)に掲げる入札担当部局(熊本県出納局管理調達課管理班)へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書きし、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きしたうえで、委託業務の名称を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法、日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札を入札者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送事務に係らない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者

- が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の I C カードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号）第 8 9 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
なお、本入札は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 第 1 項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行ったものは、最低の価格をもつて申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の要否
 - (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 1 0 日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第 1 0 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日をも定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 7 7 条第 1 項の規定により、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもつて代えることができる。
ア 納付期限 (3) に掲げる期限
イ 提出場所 1 (2) に掲げる発注・契約担当部局
熊本県警察本部交通部交通企画課交通事故分析係
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 - (1) 問合せ先
 - ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
（本公告に係る発注・契約担当部局）
熊本県警察本部交通部交通企画課交通事故分析係
電話番号 0 9 6 - 3 8 1 - 0 1 1 0 （内線 5 0 3 3）
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 7 7 7 1
 - イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 0 9 6 - 3 7 3 - 2 0 3 2
ファックス番号 0 9 6 - 3 7 0 - 5 4 5 5
 - (2) 受付時間
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 8 S u m m a r y
 - (1) Name and Content of Consignment（調達する役務の名称、数量）
Development operation of the traffic accidents information management system
 - (2) Date and Place for tender:（入札期日）
Date: 2:00p.m., 10th March 2016

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract (担当部局名称、連絡先)

Traffic Accidents Analysis Section, Traffic Planning Division,

Kumamoto Prefectural Police Headquarters

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110(Ext 5033)

(4) Other (その他)

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen